

町内会ふれあいネットワーク活動のすすめ

地域で安心していつまでも暮らしていくために…

「ふれあいゆたかな地域社会」 をめざして…



地域はあなたのこころを求めてています!

1人1人のいのちや願いを大事にしませんか
人と人との豊かな関係をつくりませんか

福祉は「他者に対する思いやり」とかんがえてはいませんか。

他者の問題としてかんがえているかぎり決して共感や交流は生まれません。

自分と違う価値観、知らなかった生き方にふれ、あらためて自分自身をみつめ直すこと…

それがやがてふれあいゆたかな地域をつくっていきます。

高齢化の進行

日本人の平均寿命は、最近の調査では、男性76.36歳、女性82.84歳となっており世界最長寿国です。2020年には、総人口に占める老人の割合の比率が25%強になると推計され、4人に1人が高齢者という時代がくると予想されており、2000年には、寝たきりや痴呆性老人など介護が必要な方が280万人、その25年後には520万人まで増え、地域において介護の問題は避けて通れないものとなっています。一方、若者の都市部への流出に伴い過疎化が進み、核家族化が進行し、65歳以上の高齢者のひとり暮らし世帯、あるいは夫婦のみの世帯も増加の傾向にあります。

また高齢者が高齢者を介護する世帯も増加していくと思われます。

このような状況により福祉問題が複雑になるなかで、たとえ地域に福祉的援護が必要な人があっても、温もりのある地域におけるたすけあい活動を広め、良き隣人としてお互いの生活を支えあえるよう取り組んでいくことが、地域福祉のひとつの側面として今後さらに重要となってきます。



地域福祉とは・・・

地域福祉とは、「精神的・経済的・日常生活上自立が困難な個人や家族が、地域において生活できるよう必要なサービスを提供することであり、住民の主体的な、“ともに生きるまちづくり”の実践を含めた総合的思想、活動の総体をさしていう」とされています。

つまり住み慣れた地域でゆたかに安心して生活を営んでいくことは、住民すべての共通の願いであり、それを実現するための公的サービス、制度などの仕組みはもとより、身近に住む近隣の支えあいの取り組みをまとめて地域福祉といいます。

つまり、高齢者、障害者などで、援助を求めている人が、地域で必要なサービスを受け、可能な限り在宅での生活をつづけていくための環境づくりが地域福祉の目的となります。

温もりのある地域づくりに求められるもの

高齢化、核家族化、少子化などの家族環境の変化は、家族のもつ本来の機能を低下させ、生活を営む上での諸問題（例えば子育て、介護など）を家族（家庭）のなかだけで解決していくことを困難なものにしていきました。また、昔ながらの向こう三軒両隣組的たすけあいの気持ちによるつきあいも少なくなっています。

こうした中で、平成元年12月に国は「高齢者保健福祉10ヶ年戦略＝ゴールドプラン」を策定、また、平成6年12月にはこのプランをさらに充実するため「新ゴールドプラン」を策定しました。

このプランでは、在宅福祉の取り組みとして、ホームヘルパーの増員、ショートステイ、デイサービスセンターなど在宅三本柱を中心に積極的な高齢化対策が盛り込まれました。また、平成2年には、福祉関係8法が改正さ

れ、各市町村も地域に即した創意工夫を行い「地域住民などの理解と協力」を得ながら保健福祉計画を策定し、地域福祉活動を進めることができるようにになりました。

そして平成12年4月1日より、介護保険制度が導入され、公的サービスの利用のしくみが大きく変わろうとしています。

公的福祉サービスの充実はもちろん、地域で暮らす住民ひとりひとりが福祉を自分自身の問題として今、福祉に取り組むことが求められています。

高齢化の問題は、高齢者やかかる家族だけの問題ではなく、住民すべての問題であり、福祉ゆたかな地域づくりの取り組みに参加・協力していくことが、温もりのある誰もが住みやすいまちづくりにつながっていきます。

地域福祉活動(小地域ふれあいネットワーク活動)の進め方

地域住民が安心してゆたかに暮らすまちづくりを進めるには、行政の公的福祉サービスの充実と相まって、家族や近隣住民による援助が必要な人への見守り、訪問、声かけ等、具体的な地域(在宅)福祉への参加協力が、よりきめ細かい援助の取り組みとなります。「誰もが安心していつでもどこでも気軽にサービスを受けることができる」といった在宅福祉の目標を実現していくうえでは、住民の参加協力が求められています。

互いに地域で暮らす住民自身による支え合い・たすけあいの活動が、福祉をより身近なものにしていきます。ここで、具体的な地域福祉活動の進め方について考えてみます。

ステップ
1

地域の福祉問題を発見し考えます。

地域には、様々な人々が暮らしています。福祉を求めている寝たきり、ひとり暮らしの高齢者、障害者などが在宅で生活する願いを持ち暮らしています。

池田町内には、町内会にふれあいネットワーク(福祉部)が相当数設置されていますが、地域における活動者の高齢化の問題など、その活動をどのように進めていくのが良いのか戸惑いも多いこと思います。

地域福祉活動を進めていくには、やはり町内会単位程度の小さな地域が望ましいと考えられます。そして、痴呆の問題、寝たきり高齢者の介護の問題などについて気軽に近所に話せる雰囲気、そして持ち込まれた問題をやさしく受け止める雰囲気づくりが求められます。

そういった雰囲気づくりに努めることにより、様々な福祉問題を知ることになります。たとえば、「ひとり暮らしの高齢者がしっかり食事をしていない」「高齢者夫婦世帯であるがふたりとも閉じこもり外であまりみかけない」「最近あてもなく歩いているのを見かける」などです。福祉問題を発見する方法として、具体的に次のポイントがあります。



ステップ1のポイント

- 日常の声かけ運動などのコミュニケーションにより安否を確認する。
- 住民福祉懇談会を開催し、福祉を求めている人について話し合う。
- 地区の民生委員や町内会長さんと連携し、地域の状況把握に努める。
- 簡単な福祉についてのアンケート調査を実施する。

ステップ
2

福祉カード(ふれあいカード)などを利用し、問題を整理します。

いくつか発見した福祉問題を福祉カードなどを利用し、整理していく方法があります。福祉カードに盛り込む項目として考えられるのは、「住所・氏名」「家族構成」「緊急時の連絡先」「現在受けている公的サービスの内容」「簡単な身体の状況」等です。

そしてカードの裏面には、その方のお宅を訪問した時の状況が書き込めるような欄を設けて継続した記録をつけていくと後で参考になります。(カードの見本は、社協にあります。)

このような福祉カードは、福祉を求める人のプライバシーに関わりますので、保管等には充分な注意が必要です。つぎに福祉を求める人全員に援助活動をすること目的としていますが、中には困難な場合もありますので緊急性を考慮しながら、どなたを福祉活動(ネットワーク活動)によって援助を進めていくかを話し合いで決めていきます。その際には本人の希望を何よりも最優先させることが重要ですし、民生委員さん、社協にアドバイスを受けることも必要です。

ステップ2のポイント

簡単な訪問記録や、福祉を求めている人の状況が把握できる福祉カードをつくり、慎重に整理保管する。実際に援助を求める人を組織の人や関係機関の意見を聞きながら、客観的な状況を把握して決める。福祉カードの作成が困難な場合でも、「住所」「年齢」「緊急時の連絡先」程度は名簿として整理する。福祉カードは、個人のプライバシーに関わる問題ですので、決して強制することなく個人の意志を尊重することが必要です。

ステップ3 援助の方法を考えます

福祉の援助が必要な人が決まると、本人の意志を尊重し、福祉部などを主体にして社協・行政・地区の民生委員さんや老人クラブなどと連携を図りながら、どんな取り組みを、誰が、いつ行うかを話します。

この場合、公的サービスの必要性についても検討します。
そして町内会で対応できる活動について具体的な援助方法を考えます。
ここで注意するポイントとしては、援助を必要とする人の状況は日々変わっていくことも予想されますので、状況ができるだけ把握し、関わっている人が情報を共有できるようになります。



例 ひとり暮らしの高齢者に対する声かけ訪問

1. 誰が声かけ訪問をするのか

高齢者宅への声かけ訪問は比較的取り組みやすい活動ですが、町内会の役員が訪問するのか、福祉部が声かけするのか、婦人部が声かけするのか、班長が声かけするのか、単に隣近所の声かけ運動にするのか考える必要があります。
また、民生委員さんや老人クラブ、社会福祉協議会との連携方法についても話しあうことが必要です。

2. どんな方法で声かけするのか

毎日訪問するのか、週1回にするのか。気がついた時で良いのか。回覧板を持って行く際なのか。
高齢者が寝込んでいた場合、どのような対応をするのか。民生委員さん、町内会長さん、誰に連絡をするのかなど、全体的な声かけ訪問の方法を話しあうことが大切です。

3. 訪問する高齢者に理解を求める

予告なしに高齢者を訪問しても拒否される場合もあります。前もって高齢者の意志を尊重し、活動の主旨を理解してもらう取り組みも必要です。

4. 町内会の住民に訪問活動の理解を求める

訪問活動を継続させていくためにも、また活動への住民参加を進めるためにも、町内会の住民のみなさんに活動の主旨を理解してもらうことが何よりも大切なことです。援助活動と平行して町内会の中での啓発活動も行うことが必要です。

また、「福祉や介護の問題は、女性が」という時代はすでに終わっています。男性も積極的に福祉・介護に关心を持ち、積極的に関わっていくことが活動をよりよいものにするポイントです。

ステップ3のポイント

- 具体的に役割を明確にし、連絡体制について確認しておくことが必要です。
- 町内会の広報、回覧板等を活用したお知らせが全町的な活動への広まりにつながります。

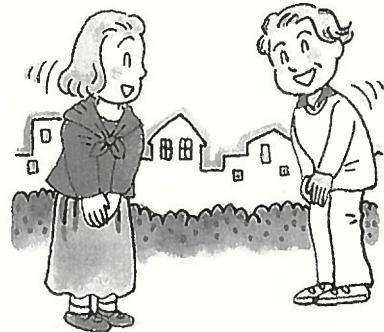
ステップ4

町内会による活動の取り組み

援助の方法が決まつたら、町内会で対応する活動に取り組みます。

活動を進めていく中で、他に援助を必要としている人がないか気をくばることも必要です。また、活動には、福祉問題を解決する視点と、寝たきりや痴呆をつくらないという予防の視点があり、具体的な町内会の活動の取り組みの例として次のものが考えられます。

- 声かけ訪問による安否確認
- 災害時の応援
- お話相手
- 家事援助
- 電話による安否確認やお話相手
- 外出介助
- 煙突掃除
- 代筆
- 除・排雪、砂まき活動
- 地域行事への同伴
- レクレーション等各種行事
- 買い物



ステップ5

活動の確認と反省をします。

できる範囲で、定期的に活動者がつどい、援助を必要としている人に喜ばれているか、隣近所の住民に理解されているかなどの確認と反省会を行います。

そのことが、問題をより客観的にし、活動を進めていくうえでの課題の発見になります。

ステップ6

援助活動の留意点

町内会における住民の助けあい支えあいの援助活動を進めるうえで留意しなければならない点は次のとおりです。

1. 援助を必要としている方のプライバシーを守ります。

援助活動を進めるうえで、その人の他人に知られたくない情報を知ってしまう場合があります。その個人情報が、福祉問題解決のうえで重要な事項であれば、ネットワークの役員、地域の民生委員または社協へ相談することが望ましいでしょう。その他の事項は、どんな場合であっても他人に口外してはいけません。ひとりひとりのプライバシー（秘密）を守ることが小地域でのたすけあい活動をよりよいものにする秘訣です。常に相手の立場に立ち「自分がそういわれたらどう思うか」を考えることから始まります。

2. 町内会の福祉問題を住民自身の問題としてとらえましょう。

広報紙、回覧板などを活用して、援助活動の取り組み状況を周知していくことも、住民の参加協力につながっていきます。

3. 福祉関係機関、団体との連携を強めて

町内会の関係者のみで問題を解決するのではなく、行政、社協、保健婦、地区の民生委員さんや老人クラブなどの団体と協議、検討することが必要です。

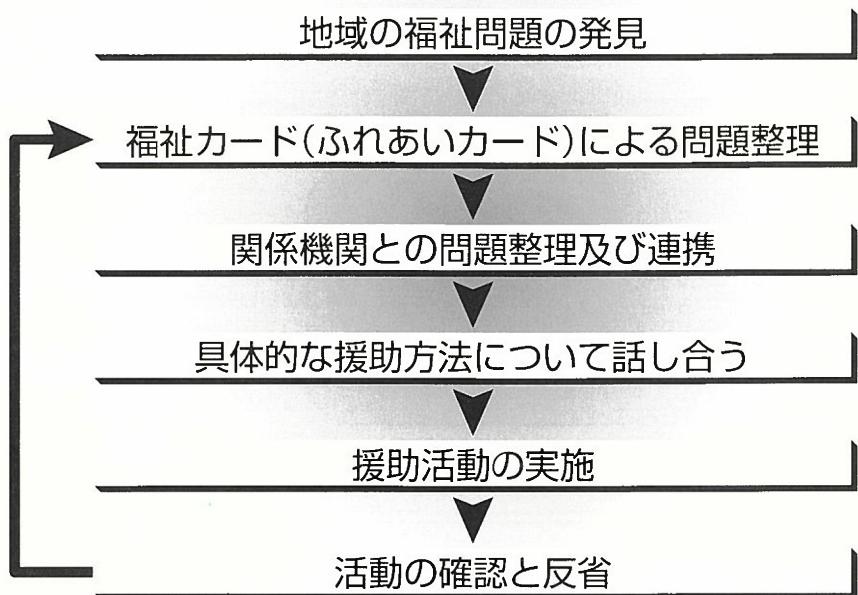
4. 福祉のまちづくりをすすめていきます。

活動の活発化は、福祉ゆたかなまちづくりに結びつきますし、その活動を通して大きな輪につながります。

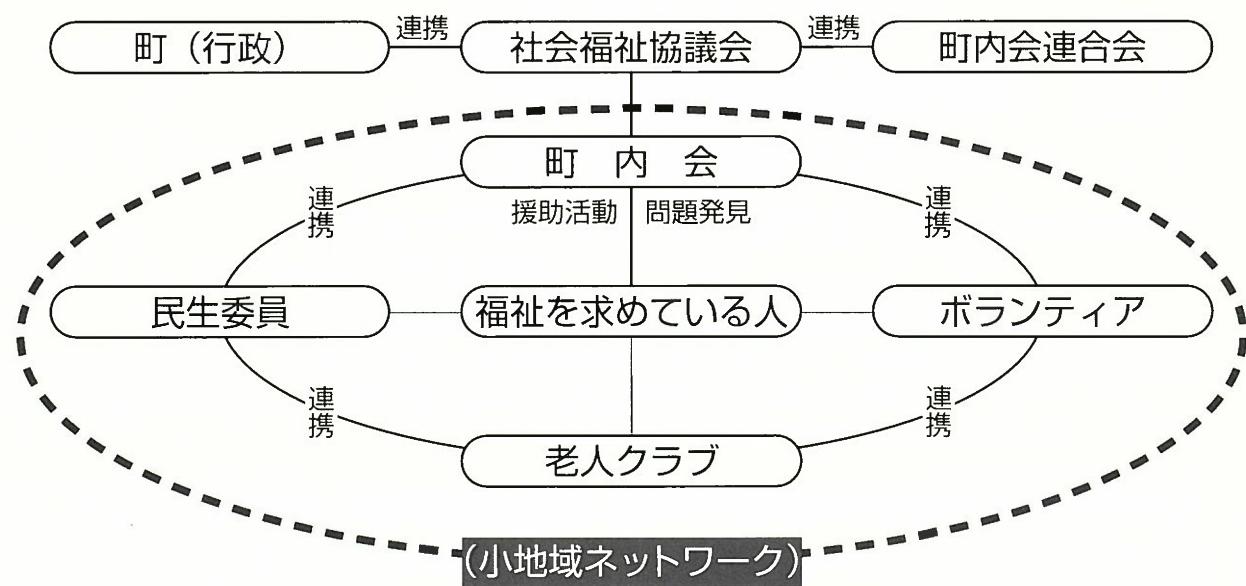
5. 介護保険制度について理解を深めましょう。

公的サービスについての内容を詳しく知ることは、自分のためにも、援助活動を進めるうえでも必要なことです。

小地域（町内会）におけるふれあいネットワーク活動の進め方



小地域ネットワーク活動の仕組み



ふれあいネットワーク質問コーナー

Q1 町内会ふれあいネットワーク活動に取り組むとどのようなメリットがありますか。

A ふれあいゆたかな、安心して生活することができ
る地域づくりへの第一歩です！



高齢化が急速に進んでいるなかで、福祉施策は、「施設」から「在宅」へと移り変わっています。誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすことができる福祉システムづくりは、地域ぐるみで考えていく必要があります。

しかし、「福祉は自分の暮らしとは縁がない」「高齢者の介護は家族・親族で対応すべき」という家族主義的な考え方方が

まだ根強くあり、福祉問題解決に在宅福祉サービスの利用につながらない現状もあります。

このようななかで、ネットワーク活動により援助を必要としている方々との具体的関わりを通して「援護が必要な人の生活・福祉問題は地域共通の課題」という観点からとらえ、問題を社会化し、共有化することにより、福祉問題をより明確にすることができます。

すなわち、住民が主体となり、福祉問題を自分たちの手で改善するために、町内会活動の中に福祉問題をキチンと位置づけ、住民の側から取り組んでいく方向づくりは地域の福祉の力を高めていくうえで重要なことです。

そして、これから住民がのぞむ福祉システムを地域ぐるみで考えていくうえでは、町内会のネットワーク活動は、今後最も求められる活動です。

Q2 ひとり暮らしの高齢者の中には元気な方もいらっしゃいますが・・・
ふれあいネットワーク活動では、どのような人を援助するのですか？

A 独居老人に限らず、生
活・福祉問題をかかえる
人を支える視点が必要！

また、社会的なつながりが狭くなりがちで、さびしさや孤独感に陥りやすくなり、それだけに精神的に支える体制が求められます。ひとり暮らしや、高齢の夫婦世帯に限らず、次のステップとして寝たきりや痴呆性老人をかかえて介護に悩む家族や、障害者世帯など、ネットワーク活動の援助は、広い視点から生活問題・福祉問題をかかえる人を支えることが求められます。

どのような方を援助するのかその指標は

1. 健康面で問題はないのか
2. 固有の福祉問題をかかえていないか（食事・身辺整理・除排雪問題等）
3. 地域、親族との交流があるか、孤立していないか

以上の点が考えられ、それを解決するためのキメ細かいネットワークが必要です。



Q3 寝たきり・痴呆老人家庭へのネットワーク活動は進めにくいが・・・
援助活動を円滑にすすめるポイントは？

A 介護者の悩みを共有でき
る地域の雰囲気づくりを！

介護者の悩みは、①外出ができない、②睡眠不足③過労で自分の健康が心配、④いつも家の中で介護をしているためにストレスがたまるなど慢性的寝不足や、過労状態になってしまっていることは明らかです。高齢者の介護は、家族の負担が多く、家族への支援も重要なポイントです。問題をかかえる人が自ら申し出ることが少ない状況のなかで、同じ悩みをもつ介護者同志が、気軽に悩みや願いを語りあえる「家族の会」を組織することも大事ですし、ネットワーク活動の広がりのなかから地域住民が関係団体等と連携し、対象世帯との信頼関係を築き、気軽に援助を受けることができる雰囲気づくりを進めることができます。

Q4 町内会の福祉活動は、行政の肩代わりを住民がさせられているのでは？ 福祉のこととは行政の責任で対応する方が・・・

A 福祉のまちづくりには住民が主体的にかかわることが必要です！



福祉の推進に、行政（国・道・町）が責任を持つことは当然必要です。

行政の役割としては福祉サービスの整備拡充やマンパワーの充実等（ハード面）を担う一方で、住民の役割として行政の画一的なサービスでは救いきれない部分、声かけ、見守り、励まし、（ソフト面）など精神的部分を担うということで区分されると考えられます。

しかし、ここで重要なことは、制度・施策を拡充していくために、住民の願いや要求を反映していくかがポイントになります。ゴールドプラン策定後、介護保険制度へと福祉施策は市町村が責任をもって進めていく体制に移行しただけに、住民の関心と参加の有無が大切な要素となります。

そのためには、ネットワーク活動の参加を通じ、活動をふまたたうえで、地域の福祉問題をまとめ、行政に提言していくことも大切です。

ふれあいネットワーク活動は、現在または将来に向けて、必要なサービスを住民が主体となって作り上げていく過程であり、福祉の面からの住民自治という極めて積極的な意義があるといえます。

Q5 ネットワーク活動は家庭に入って行う活動だけに・・・ 個人のプライバシーを守るにはどうしたらよいのか？

A 情報は問題解決のみに活用すること！

福祉問題は、援助を求める人の生活全体のなかで発生する問題だけに、当然プライバシーの問題にかかわってきます。

ネットワーク活動は、心と心のつながりが最も大切なこと

あり、信頼関係のうえに進展するものです。それだけにプライバシーを守ることは最低限のルールです。町内会のネットワーク活動は、いろいろな立場でいろいろな人がかかわり、援助を求める人がかかえている問題を共有する必要性がでできます。今後地域・在宅福祉が重視されていくなかでプライバシーを守ることは最も重要なことです。

Q6 援助が必要な世帯を訪ねるときのポイントは？

A 心のつながり・信頼関係を築くことが大切！

りはできません。

世帯の秘密や約束など最低限のエチケットを守り「ともに地域で暮らす者同志」として支えあう心が大切です。

ネットワーク活動は、人と人とのつながりと、信頼関係の中で支えあっていく活動であるだけに、隣近所の心のつながりが最も大切なことです。

「してあげる」的な立場・態度では援助求める人のつながりはできません。

保健福祉関係機関の連絡先

池田町役場保健福祉課	2-3111(内線552)
池田町保健センター介護支援係	2-2100
帶広保健所池田支所	2-3161
特別養護老人ホーム池田光寿苑 (ショートステイ)	2-5955
池田町デイサービスセンター	2-3222
池田地域訪問看護ステーション	9-2171

ふれあいネットワーク活動に関する問合先



社会福祉法人
池田町社会福祉協議会
(ヘルパー派遣)

池田町ボランティアセンター
(ボランティア登録)

~いつでもご説明に伺います~
電話 2-3111 (内線658)

= 平成11年3月発行 =